

タクシー活用事業の実施について (くわまるタクシー)

都市計画部交通政策課

令和6年11月1日より、マイナンバーカードを活用し、高齢者や障害者等の交通弱者を対象に、タクシー利用に係る運賃の一部を助成することで外出機会の創出及び移動の円滑化を目的としたタクシー活用事業（愛称：くわまるタクシー）を実施します。

1 対 象 伊勢崎市内に住所がある次のいずれかに該当する人

- (1) 75歳以上の人
- (2) 65歳以上75歳未満で運転免許を持っていない人
- (3) 障害者手帳を持っている人（※要件あり・別紙参照）

2 事業開始日 令和6年11月1日（金）午前7時～

3 利用登録 令和6年10月3日（木）午前9時より受付開始

（場所：本館5階交通政策課）※各支所でも2日間ずつ日程を設け受付

- 4 助 成 額**
- ・タクシー運賃等の合計額が3,000円未満となる場合は半額
（運賃等の合計額が高くなればなるほど助成割合を下げる仕組み）
 - ・年間72回分（令和6年度は年度途中の実施のため30回）

5 利用方法

【乗車時】利用登録済のマイナンバーカードを車内に設置してある端末（スマートフォン）にかざし認証を行うと、利用回数が減算され、残りの利用回数がその端末に表示されるとともに、音声で残りの回数を案内

【降車時】同じ端末で割引後の料金が表示されるので、現金などタクシー会社ごとに決められている決済方法で支払い

- 6 利用条件**
- ・午前7時から午後7時までの乗車であること
 - ・乗車地、降車地のいずれかが伊勢崎市内であること

- 7 そ の 他** マイナンバーカードの交付を受けていない方等につきましては、紙の利用券綴りを交付

「くわタク」
って呼んでね！



問い合わせ先 交通政策課 小沼 Tel.0270-27-2734／内線 2504